

報告第 18 号

専決処分の報告について《強風による樹木枝落下（弥栄町溝谷 R7.4.13）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 25 日提出

京丹後市長 中山 泰

専決第 1 7 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 6 月 1 7 日

京丹後市長 中 山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市弥栄町溝谷地内において発生した樹木枝の落下事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和 7 年 4 月 1 3 日、弥栄町溝谷地内の水辺公園において、強風のため落下した樹木枝が相手方の頭部にあたり、打撲の損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 1 1 , 6 3 0 円

3 損害賠償の相手方 京都市西京区在住 個人